

# 令和5年度桐生市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年6月1日策定

## 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図るために策定する。

## 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

## 4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
  - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 就労移行支援事業所
  - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
  - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所で次に掲げる要件の全てを満たす事業所
    - ① 障害者の雇用者数が5人以上
    - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
    - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5 調達する物品等

本市が調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品 印刷、製本、文具、紙製品、木工製品、縫製品、食品類、その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務 除草業務、清掃業務、封入、発送、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 市は、年度ごとに前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての調達目標を定める。
- (2) 市は、障害者就労施設等からの物品等の情報を収集し、これらの情報を全庁内に対して提供する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後、各部局内の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 物品等の調達目標

令和5年度に本市が達成すべき優先調達の目標については次のとおりとする。

調達目標金額 前年度実績を目標とし、それを上回るよう努める。

9 担当部課

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ並びに全庁的な周知等に関する事務は、保健福祉部福祉課において行うものとする。

10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。